

店舗の受動喫煙防止対策ガイドブック

飲食店等は、健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例により、**【原則屋内禁煙】**です。

● 従業員への受動喫煙対策



事業主(管理者)は、従業員の受動喫煙防止に取り組むよう努めなければなりません。

● 20歳未満は立ち入り禁止!



20歳未満の方は、お客様はもちろん、従業員であっても喫煙可能なエリアに立ち入ることができません。

● 店舗入口及び喫煙室への標識の掲示

店内が禁煙か、喫煙室があるかについて店舗入口に掲示しなければなりません。
また、喫煙室がある場合には、喫煙室の入口に標識を掲示しなければなりません。



※違反した場合は法律による**罰則の対象**となります。

● 喫煙環境はそれぞれのお店で選択を!

店内を禁煙とするか、喫煙可能とするかは、それぞれの判断により選択してください。
※次のフロー図を参考にしてください。



店内を全面禁煙とする場合

お店の規模に関わらず

次ページ

A

喫煙できる飲食店にする場合

1. 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること
2. 個人経営か、中小企業で資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

すべて満たす【既存特定飲食提供施設】

次ページ

B・C

1つでも満たさない

次ページ

B

受動喫煙対策について

飲食店が選択することができる環境は次のとおりです。

経営形態によって、選択できないケースもありますので、ご注意ください。

※当冊子の中での「法律」とは「健康増進法（平成14年法第103号）」を、「条例」とは「秋田県受動喫煙防止条例（秋田県条例第4号）」を指します。



©2015秋田県んだっチ

A 店舗内を全面禁煙にする〔推奨〕 — 全てのお店が選択可能 —



★店内禁煙の標識を店舗入口に掲示するよう努めてください。

【ステッカー】



【ポスター】



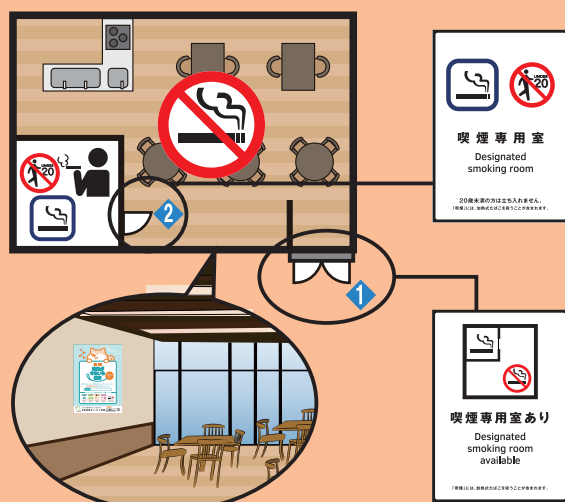
【卓上ポップ】



県が作成した禁煙店の標識ステッカーやポスター、卓上ポップを無料配布しておりますので、是非ご活用ください！！

B 飲食ができない『喫煙専用室』を設置する — 全てのお店が選択可能 —

※ 喫煙専用室等の技術的基準①②③を全て満たす必要があります。



※喫煙は可能ですが、喫煙専用室内での飲食の提供はできません。

法律により、標識の掲示が義務づけられています。（罰則あり）

- 1 店内に喫煙専用室があることがわかるように、店舗入口に掲示する。
- 2 「その場所が喫煙専用室である」「20歳未満の者は立入禁止である」ことがわかるように、喫煙専用室の入口に掲示する。



厚生労働省のホームページからダウンロードして使用できます。必要事項が記載されていれば、自作したものの掲示も可能です。

↑ 県のポスターや卓上ポップは、飲食スペースが禁煙のお店にも掲示していただけます。是非ご活用ください！

※ 喫煙専用室等の技術的基準 喫煙専用室などを設置する場合は、厚生労働省が定める次の技術的基準を満たす必要があります。



- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※基準を満たしているか確認するための測定が必要です。詳しくは厚生労働省ホームページ内にある「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」をご確認ください。

C 飲食及び喫煙ができる『喫煙可能室(店)』を設置する **＝要件を満たすお店のみ＝**

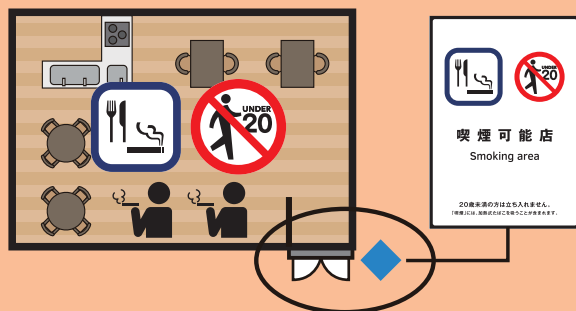
以下の要件を全て満たす飲食店に限り、経過措置として当面の間、店舗の一部（喫煙可能室）または全部（喫煙可能店）での喫煙及び飲食の提供が認められます。

1. 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること
2. 個人経営か、中小企業で資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

 従業員（親族、家事使用人を除く）がいるお店は、**令和10年4月1日以降**、設置することができません。 **A** または **B** の対策が必要となります。

【全部を喫煙可能室とする場合】（＝喫煙可能店）

※ 喫煙専用室等の技術的基準② を満たす必要があります。



法律により、標識の掲示が義務づけられています。（罰則あり）

- ◆ 「喫煙可能店である」「20歳未満の者は立入禁止である」ことがわかるように、店舗入口に掲示する。



喫煙エリアには20歳未満の方は立入禁止です。店の全部を喫煙可能室（＝喫煙可能店）とした場合は、保護者の同意があっても店内に20歳未満の方を立ち入らせることができません。

【一部を喫煙可能室とする場合】

※ 喫煙専用室等の技術的基準①②③ を全て満たす必要があります。



法律により、標識の掲示が義務づけられています。（罰則あり）

- 1 店内に喫煙可能室があることがわかるように、店舗入口に掲示する。
- 2 「その場所が喫煙可能室である」「20歳未満の者は立入禁止である」ことがわかるように、喫煙可能室の入口に掲示する。

【喫煙可能室(店)】を設置した場合は届出が必要です

「喫煙可能室(店)」を設置する際は、法律に基づき、所定の届出書により、管轄の保健所へ届出が必要となります。

- * 提出書類: 様式「喫煙可能室設置施設 届出書」、チェックリスト
(県ウェブサイト「美の国あきたネット」からもダウンロードできます)
- * 届出方法: 保健所窓口へ持参または郵送(切手代はご負担ください)

以下の書類を保存することが義務付けられています。(保健所への提出は不要です。)

- ・施設(店舗)の客席部分の床面積に係る資料 <例> 店舗図面等
- ・施設(店舗)が会社の経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料
<例> 資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等



保健所窓口に来所して相談する場合は、届出事項(営業許可番号・許可日・客席面積)の情報が必要です。



【加熱式たばこ】の取扱いについて

法律では加熱式たばこに限り、店舗の一部に喫煙と飲食が可能な『加熱式たばこ専用喫煙室』の設置を認めていますが、**条例**では加熱式たばこ専用喫煙室は**設置しないよう努めること**と規定しています。加熱式たばこも紙巻きたばこ同様、喫煙専用室での喫煙に御協力ください。

設置する場合は…

- ※『加熱式たばこ専用喫煙室』を設置する場合においても、法律により店舗及び喫煙室の入口へ標識の掲示義務があります。
- ※ **喫煙専用室等の技術的基準①②③** を全て満たす必要があります。

店舗入口



喫煙室の入口



『喫煙目的室(店)』は喫煙を主目的とするバー・スナック等のみ設置可能

喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的施設)については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。以下の要件を全て満たす飲食店が、店舗の一部または全部を喫煙目的室(店)とすることができます。

1. たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること
2. 「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

- 「対面販売」とは、たばこ事業法に基づく**製造たばこ小売販売業の許可を得た者が**営業を行う場所又は出張販売の許可を受けた場所において、**たばこを販売することをいい**、自動販売機のみによる販売はこれに該当しません。
- 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当します。

設置する場合は…

※『喫煙目的室』を設置する場合においても、法律により店舗及び喫煙室の入口へ標識の掲示義務があります。

【全部を喫煙目的室とする場合】(=喫煙目的店)

- ※ **喫煙専用室等の技術的基準②** を満たす必要があります。



【一部を喫煙目的室とする場合】

- ※ **喫煙専用室等の技術的基準①②③** を満たす必要があります。



【県庁出前講座】

皆さまの疑問にお答えします!

健康増進法や秋田県受動喫煙防止条例など、受動喫煙対策について県の職員が説明に伺います。

- 説明時間：15～30分程度
- 費用：無料
(会場は申込者でご準備ください)



健康増進法・秋田県受動喫煙防止条例についてのお問い合わせは

秋田県健康づくり推進課
受動喫煙防止
相談専用ダイヤル
☎018-860-1429

